

第65回 横浜市屋外広告物審議会会議録	
議 題	審議事項 ア 禁止地域の指定について イ 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について (ア) 照明塔に設置する屋外広告物について (イ) 橋のように設置する屋外広告物について 報告事項 ア 広告物活用地区制度の活用について イ 屋外広告物の安全点検まち歩きについて その他
日 時	令和2年2月13日(木) 午後1時55分から3時35分まで
開催場所	神奈川自治会館3階会議室
出席者 (敬称略)	委 員：岩村和夫、村上弘一、河住志保、小泉雅子、田中喜芳、馬場勝己、堀田久史、山崎洋子 事務局：嶋田稔(都市整備局地域まちづくり部長)、鵜田傑(都市整備局景観調整課長)、 瓜田智也(都市整備局景観調整課景観調整係長) 【審議事項イ(ア)】 事業者：株式会社横浜DeNAベイスターズ 【審議事項イ(イ)】 (非公開) 【その他】 セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会実行委員長
欠席者 (敬称略)	委 員：竹内淳、中谷忠宏
開催形態	公開(傍聴者0人) ※ただし、審議事項イ(イ)は非公開
決定事項	
議 事	開 会 (事務局) 鵜田景観調整課長 お集まりですので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。これより、第65回横浜市屋外広告物審議会を始めさせていただきます。座って説明させていただきます。 お手元の資料を確認させていただきます。初めに次第がありまして、その次に名簿がございます。それから、座席表があります。実際にはお二人欠席ですので、ちょっと詰めさせていただきます。若干変わっております。それから、その次に横浜市長印のついた諮問文がございます。今回初めて諮問文と答申文をつくらせていただくことにいたしました。迅速な事務の処理のために、今回この諮問文を出させていただきます。それ以降は、きょうの議事ないし報告の資料となります。 それから、本日は記録のための速記者、事務局のほかに説明する事業者等おりますので、よろしく願いいたします。 では、ここから会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 (岩村会長) 皆さん、お忙しいところ、それから、いろいろ騒ぎが大きい中でお越しいただきまして、ありがとうございます。横浜ですから十分注意してください。私は、議長を務めます岩村でございます。本日も活発な審議ができるよう、ご協力をお願いいたします。 それでは、事務局から審議会の成立についてご報告をお願いいたします。 (事務局) 鵜田景観調整課長 本日は、中谷委員、竹内委員からご欠席という連絡をいただいております。現在、10名中8名に出席していただいておりますので、横浜市屋外広告物条例施行規則第31条第2項に基づき、委員の半数以上の出席をもって審議会は成立しております。 (岩村会長) 続きまして、審議事項に入る前に、各案件について会議の公開及び非公開の是非について、皆様のご意見、あるいはお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。 (事務局) 鵜田景観調整課長

会議の公開及び非公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、附属機関の長は、会議の一部または全部の非公開を決定することができるかとされております。本日の審議事項及び報告事項につきまして、事務局よりご意見申し上げさせていただきたいと思っております。審議事項イ（イ）につきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第3号に規定する法人に関する情報であって、公にすることによる当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるという情報に該当すると考えられます。そのため、同条例第31条第1項第2号に基づき、この件につきましては非公開にしたいと考えております。具体的に言いますと、ある会社がイベントをやる、そのイベントに伴う広告物でございまして、ところが、そのイベントについてまだ全然公表しておりませんので、その件につきましては非公開にさせていただきたいと思っております。それ以外につきましては特に非公開にすべき理由がございませんので、公開案件としたいと思っております。説明は以上です。

**(岩村会長)**

ありがとうございました。それでは、ただいま事務局からいただきました説明を受けまして、審議事項イ（イ）は非公開とし、それ以外につきましては公開とすることにご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

(了承)

**(岩村会長)**

ありがとうございます。特段ご意見もないようですので、そのとおり取り扱いたいと思っております。

審議事項

**ア 禁止事項の指定について**

**(岩村会長)**

それでは、次第（2）審議事項ア、禁止地域の指定についての審議に移りたいと思っております。まず、審議事項アについて事務局からご説明をお願いいたします。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

では、事務局よりご説明申し上げます。私は、景観調整係長をしております瓜田と申します。よろしくをお願いいたします。説明が長くなりますので、着座にて説明させていただきます。

まず、右肩に「議案ア 第65回横浜市屋外広告物審議会資料」と書かれましたクリップどめ一式をお手元にご用意ください。「高速横浜環状北西線供用開始に伴う禁止地域の指定について」というのがお諮りする事項になります。

まず、禁止地域の概要のところからご説明申し上げます。禁止地域とは、良好な景観又は風致を維持するため、地域又は場所について、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する制度となっております。なお、禁止地域を指定するためには、屋外広告物条例第47条第3項の規定に基づきまして、この審議会の意見を聴く必要がございます。

次に、横浜市屋外広告物条例の規定内容についてご説明いたします。こちらは、屋外広告物条例第6条第1項第5号の規定で、「道路、鉄道及び軌道の区域並びにこれらに接続する地域で、別に市長が指定する範囲内にある地域」には、広告物等を表示し、または設置してはならないと定められております。

(3)の横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域についてになります。右肩に資料1と書かれました新旧対照表の裏面をごらんください。こちらの新旧対照表は、横浜市で告示をして定めている内容になります。今回、右の赤い文字で書かれました、高速横浜環状北西線というところをご審議いただく内容の部分になります。1枚目の説明資料にお戻りください。本市では、道路及びこれらに接続する地域について、高速自動車国道、一般国道の自動車専用道路は道路の中心線から水平距離500メートル以内を禁止地域としております。それ以外の県道及び市道の高速道路は道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域、高さにつきましては15メートルまでと指定しております。

続いて、他都市の都市高速道路の禁止地域についてご説明いたします。まず、お隣の東京都ですが、都市高速道路湾岸線につきましては、道路の本線の境界線から両側100メートルとなっております。ただ、都市高速道路湾岸線以外の都市高速道路につきましては、主に道路境界線から両側50メートル以内で、道路の路面高さが15メートルまでの空間で、横浜市と同じとなっております。川崎市は、都市高速道路については両側50メートル以内の区域が禁止地域の範囲となっております。

続きまして、今回指定しようとしております高速横浜環状北西線の概要についてご説明いたします。道路の種類は、市道の高速道路になります。

高速横浜環状北西線の位置や構造につきましては、お手数ですが、資料2と書かれました横浜北西線のマップをお手元にご用意ください。こちらを開いていただきますと、「位置図・縦断図・断面図」と書かれました図がございます。こちらの見開きのページになります。横浜北西線につきましては、高速横浜環状北西線は横浜北線と直結する路線となっております、東名高速道路と第三京浜道路を結び、延長約7.1キロメートルの範囲となっております。

高速横浜環状北西線の周囲の状況につきましては、お手数ですが、今度は資料3をごらんください。こちらがジャンクション付近の指定範囲の状況となっております。黄色く塗られているところにつきましては、先ほどご説明しましたとおり、既に500メートルの範囲内で禁止地域として指定されている部分になります。今回追加で指定する範囲となりますのは、手前の港北ジャンクション付近ですと、東方町の東方換気所の周りのピンク色で塗った部分が対象となります。続いて、その裏面が、横浜青葉ジャンクション付近の指定禁止の範囲になりますが、下谷本町から北八朔換気所に向けて、ピンク色で表示した部分が追加する範囲となっております。参考までに、港北ジャンクション付近と青葉ジャンクション付近の用途地域についても添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

大変お手数ですが、冒頭の説明資料にお戻りください。3番の高速横浜環状北西線の禁止地域の指定範囲について、ご説明いたします。高速横浜環状北西線は市道の高速道路でございます。交通量の増加が見込まれることから、通行車に向けた屋外広告物の乱立が予想されます。そこで、良好な景観又は風致を維持するため、他の県道及び市道の高速道路と同様に、道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域について、路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限りますが、禁止地域と指定することが適当であると考えております。

最後に施行予定日ですが、本日ご承認いただきました暁には、令和2年3月22日の開通に合わせて指定したいと考えております。ご説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**(岩村会長)**

ありがとうございます。それでは、今のご説明に対していろいろご質問があるかと思いますが、よろしく願いいたします。何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

特にこれは内容がどうのこうのということではなくて、私から資料についてちょっと質問があります。1枚目の説明の1ページ、禁止地域の概要の(4)のところ、「他都市の都市高速道路の禁止地域について」という表があります。それで、東京都と川崎市が出ているわけですが、東京都は道路本線の境界線から両側100メートル、それから、川崎市は両側50メートルという表記になっているわけです。横浜市の場合は道路中心線から何メートルという表現になっています。これは、ほとんど同じかとは思いますが、具体的には少し違ってくると思うのです。これは、何かそういう表記になった経緯があったのでしょうか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

平成23年に条例改正を行った際に、これまでは東京都や川崎市と同様に道路の端から50メートルとか500メートルと定めていたのですが……

**(岩村会長)**

境界線ですよ。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

境界線からです。それを中心線に変えたという経緯がございまして、そこの細かいところについては今、即答することができないのですが、一応経緯としては23年から変わっています。

**(岩村会長)**

ちょっとその件について知りたいものですから、次回にでもよろしく願いします。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

わかりました。調べておきます。

**(岩村会長)**

それから、川崎市は両側50メートルということで、境界線とは書いていないですよ。これもちょっと不思議な感じがするのですが、両側というのは何の両側なのかというのがよくわかりません。この表記が正しいかどうか確認したいのです。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

これも調べて、また。

**(岩村会長)**

それで、ほかの自治体でどちらが多いのか、横浜市がそうした経緯にはそういう理由があるのだろうと思うのですが、ちょっと教えていただければと思います。これは、都心部はかなり微妙なところで10

メートル、20メートル違ってきますので、具体的には結構大事な問題だろうと思うのです。それをそうされた理由、あるいは経緯について、次回にでも教えていただければ幸いです。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

次回、ご報告させていただきます。

**(岩村会長)**

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特段ご意見あるいはご質問がないようですので、本件はこれで了承することにご異議ございませんでしょうか。

(了承)

**(岩村会長)**

ありがとうございます。それでは、先ほどの質問の件を除いて、本件につきましては以上とさせていただきますと思います。単なる質問ですので、よろしくお願いいたします。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

次回までにご用意して、ご報告いたします。

**(岩村会長)**

よろしくお願いいたします。

## イ 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

### (ア) 照明塔に設置する屋外広告物について

**(岩村会長)**

続きまして、(2) 審議事項イです。横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例についての審議に移りたいと思います。審議事項イ(ア)について、事務局から説明をお願いいたします。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

今度はお手元に、右肩に議案イ(ア)第65回横浜市屋外広告物審議会資料と書かれました資料をご用意ください。こちらは、毎年お諮りしております照明塔に設置する屋外広告物についてになります。まず1番、特例許可を行おうとする屋外広告物についてとありますが、横浜公園内に設置されている照明塔へ横浜DeNAベイスターズ関連の屋外広告物を設置するものになります。続いて2番、特例許可の条件への適合性というところをご説明いたします。まず、やむを得ないと特に認められるかどうかにつきましては、本広告物は横浜市のスポーツ振興、支援に資するものであり、条例第19条第1項に規定するその他の理由により、やむを得ないと認められる広告物と考えております。こちらは、従前の考え方のとおりとなっております。続いて(2)景観を阻害しないかどうかにつきましては、照明塔の広告は、過去の審議会で、球場を持つ横浜公園の環境特性に合っており景観を阻害しないと認められたデザインを踏襲しているものとなっております。具体的な設置方法や内容につきましては、横浜DeNAベイスターズ様からご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

横浜DeNAベイスターズクリエイティブ戦略部のカワニと申します。よろしくお願いいたします。座って失礼いたします。私から、続いて入っております横位置の資料をご説明させていただきたいと思っております。

まず、あけていただきまして、照明塔看板というページになります。2020年のシーズンにおきましては、皆さんご承知おきのとおり筒香選手がいなくなられたというところで、新しいキャプテンを中心に、新しい世代で新しい野球を見せるというコンセプトで、開幕に向けてビジュアルを今、制作しているところがございます。今回この場では、照明塔看板につきましてご説明させていただきたいと思っております。

基本的には、2019年、昨年シーズンと同様の場所に、同様のサイズの看板を掲出したいと考えております。左側のマップにあるとおり、現在5つの照明塔がございまして、そちらに右と左2枚、もしくは片面1枚という状態で、合計9枚の看板を設置させていただいているということになります。右側にあるデザインに関しては2019年のものになります。現在、今シーズンのものに関しては制作中ということで、資料にはこちらを書かせていただいております。2019年シーズンは選手のビジュアルとロゴだけというもので掲出しておったのですが、今回はどちらにするかというところを今、検討しているところがございます。いずれかになるということがございます。看板のサイズにつきましても2019年と変わらずということで、資料の右下に記載しておるとおりでございます。

実際の5号柱看板の掲出イメージということで、次のページにあります。左から現状のもの、真ん中が2019年シーズンのもの、最後に2020年シーズンの案ということで掲出させていただいております。

こちらはロゴを掲出したパターンになっておりますが、昨シーズンは球団70周年ということで、70周年のロゴを使っておったのですけれども、2020年シーズンは右側にあるように通常のロゴに戻るといって現在想定してございます。私からは以上になります。

**(岩村会長)**

以上ですか。ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。ご意見がありましたらよろしくお願いたします。

私から1つです。資料でシミュレーションがあります。その3枚目の2020年案というところで見ますと、手前にデッキなのでしょうか。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

そうです。

**(岩村会長)**

デッキがかなり邪魔になりますよね。切られてしまいますが、これをもう1段上げるということは考えていらっしゃるのですか。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

おっしゃるとおりで、今、1つ上げるもしくは2つ上げるということまで検討はしているところでございます。

**(岩村会長)**

その場合に、横浜市としてはどうなのでしょう。それは審議の対象になるのですか。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

そもそも、照明塔自体に屋外広告物をつけるということが禁止されているということで、その禁止を解いてつけさせていただこうと考えているわけですが、位置については見えやすいように現場で工夫していただけたらと考えています。

**(岩村会長)**

では、ここでそれは決めなくてもいいということですか。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

場所については決めないで、この照明塔につけるということを認めていただければと思います。

**(岩村会長)**

わかりました。私、個人的には、どうせつけるのであったら、ビジュアルで見ると2段ぐらい上に上げてしまったほうがいいと思います。これが手前にあると見にくいですね。関連してご意見はないのでしょうか。

**(小泉委員)**

今のことに関連して、会長がおっしゃるとおりだと思いました。この写真からはそう思ったのですが、ここに掲出するときの視点場と言ったらよろしいのでしょうか、どこから見ていただくのをメインに考えていらっしゃるか。この写真だと会長がおっしゃるとおりだと私も思うのですが、ほかに何かこの高さに下げられている理由とか、見られるポイントがおりなのかということについてお聞きできたらと思います。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

基本的には、最寄りの駅からおりられてスタジアムに向かわれる方が、視野に入ったときからごらんいただくようなことは想定しています。

**(岩村会長)**

関内の駅をおりて、近づくお客さんに対してということですね。その視点場から見てどうだと。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

そうですね。あるいは、日本大通り駅から向かわれている方が横浜公園に入ったときに見える位置からということですか。

**(岩村会長)**

わかりました。いかがでしょう。

**(小泉委員)**

もう少し上でもいいかもしれないですね。

**(岩村会長)**

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

**(田中委員)**

会長がおっしゃるとおり、上に上げたほうが見やすいと思います。その場合に、去年のことを思い出

すと、予期せぬ強い台風が2回も来ているということがあって、当然高くなればそれだけ風当たりが強くなると思うのです。その辺の安全面の検討というのは当然されていると思いますが、どうでしょうか。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

現状設置させていただいているものも、基本的には看板の後ろにはパンチングメタルという穴があいた鉄の土台みたいなものを置いていて、その上にバナーを設置しているという形になります。このバナーの素材自体も風通しのよいもので、なるべく風が抜けるようなものを素材として用いております。基本的には同じような形で、同じような施工と同じような素材を使って、安全面は十分考慮して設置させていただきたいと思っております。

**(田中委員)**

よろしくをお願いします。

**(岩村会長)**

同じ場所に1年間掲示されることになるのですか。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

そうですね。基本的にはやはり1年間ということになります。

**(岩村会長)**

ということは、メンテナンスもよろしくをお願いします。風が強いと少し緩んだりすることもありますので、その辺のメンテナンスもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。それでは、今のようなことを少し勘案された上で、最終的に決めていただければと思ひます。ありがとうございました。

それでは、照明塔に設置する屋外広告物については以上のようなことでよろしいでしょうか。

(了承)

**(岩村会長)**

ありがとうございました。では、本件についてはこのように了承したいと思います。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

ありがとうございました。

**(岩村会長)**

ありがとうございました。

## イ 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

### (イ) 橋りょうに設置する屋外広告物について

(非公開)

## 報告事項

### ア 広告物活用地区制度の活用について

**(岩村会長)**

さて、それでは続きまして、第3になるのですか。報告事項ですか。報告事項に移りたいと思ひます。ア、広告物活用地区制度の活用につきましてでよろしいでしょうか。事務局からご説明をお願いします。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

右肩に報告事項アと書かれました資料をごらんください。ラグビーワールドカップ2019に伴って掲出されました、広告物活用地区制度を利用していろいろなものが出ましたので、そちらのご報告をしたいと思ひます。まず前段ですが、ラグビーワールドカップ2019に伴う広告物活用地区制度の活用につきましては、ちょうど1年前、第62回横浜市屋外広告物審議会におきまして、その指定を認める方向でご了承いただきました。その方向性を受けまして、令和元年7月12日付で告示を行いました。まず、復習の意味も兼ねまして、制度の概要についてご説明いたします。

広告物活用地区は、活力ある街並みを形成するため、屋外広告物を積極的に活用する区域を指定する制度となっております。そして、当該区域内の屋外広告物の固有の基準を定めることができ、屋外広告物条例に規定する基準を緩和することができます。

活用事例につきましては、2番の写真をごらんください。こちらは、会場に行かれた方もいらっしゃるのですが、もしかすると懐かしいと思われるかと思ひますが、横浜国際総合競技場のエントランスの中に入ってくださいますと、通常こちらはレストランになっているところです。公式スポンサーのハイネケ

ンに、こちらの壁面全面を使いまして、大きい、すてきな、派手な広告を出していただくことができます。

続きまして、裏面をおめくりください。左上の写真は、桜木町駅前に、ビッグトライと称しまして大きいトライの人形を置いてございます。こちらは広告板として75平米までしかできないところを、大きく超えて掲出しているものになります。そして、このビッグトライの後ろが動く歩道になっているのですが、そちらに向かう途中の階段の部分を全面使いまして、観客の様子をあらわしているのが右上の写真になっております。こちらは、壁面10分の3までというルールのところを10分の10と、全面使っているものになります。左に目を移していただきまして、上から2番目、広告旗のところをごらんください。こちらは、新横浜駅前のペDESTリアンデッキの様子になっております。広告旗の右側の写真もそうなのですが、ペDESTリアンデッキには広告旗と広告幕が掲出されておりました。こちらは橋りょうの部分になりまして、本来ですと広告物を掲出することができないところになりますが、広告物を掲出することで会場までのわくわく感が創出できていると思っております。今度は左下、下から2番目のところですが、こちらは横浜国際総合競技場での様子になりますが、街灯の部分のほぼ全面を使いまして、各チームのカラーを巻いているものになっております。こちらも本来ですと10分の3までというところを大きく超えて掲出しているものになります。その右側の壁面看板の部分についてですが、こちらは小机の駅から向かう途中の壁面になっております。歩道と車道を分ける部分のフェンスになっておりまして、このフェンス全面を使いまして各チームの写真が掲載されておりました。最後に左下の壁面看板ですが、こちらが競技場の外になっております。こちらは一部仮囲いをしておりまして、その仮囲いの全面を使う形で、試合ごとにカラーを変えるような取組をされておりました。右側のアドバルーンにつきましては、神奈川県警さんが交通量の確認と整理を行うため、ラグビーワールドカップの模様をしたアドバルーンを飛ばしておりました。以上が活用事例のご報告になります。

**(岩村会長)**

ありがとうございました。大変盛り上がりました。ちなみに、私は横浜の競技場に行きました。スコットランド戦、勝ちました。

**(山崎委員)**

一番いい試合ですよ。

**(岩村会長)**

すごかったですよ。でも、すごいと思ったのは、横浜市で2000人ぐらい動員して台風の後の水の処理をされたのです。やられたのでしょうか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

私は外でパトロールをしておりました。

**(岩村会長)**

大変でしたね。本当に台風のおかげで、できるかできないかわからなかったのです。たまたまそこはすごくうまくつくられていて、調整池を利用しながら実現できたということです。大変なご苦労があったと思います。何かご質問があればお願いいたします。どうぞ。

**(田中委員)**

資料の裏面の写真です。今、会長からもお話が出ましたが、左側の上にビッグトライがありますでしょう。よく桜木町の前を通ると、台風で風が強い日はこれがきちんとたたまれて置いてあったので、安全面を考えてこういう日はたたんでありますという写真も出しておけばよかったと思うのです。あらかじめ何か、こういうときはたたんでしまおうという基準みたいなものがあったのですか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

こちらは、市民局のラグビーワールドカップ推進課である程度の基準を設けていたようです。私も桜木町の駅を電車の中から見ていて、出ていないなと思う日が結構長かったのですが、そこはやはり風が少しでも強いときには出さないということで、賑わいの創出ももちろん大事なのですが、それよりは歩行者の安全というところを優先したと聞いております。

**(田中委員)**

今後の資料づくりで、そういったPRもすると思います。

**(岩村会長)**

そうですね。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

わかりました。参考とさせていただきます。ありがとうございます。

**(岩村会長)**

つけ足しです。ハイネケンとありますが、海外の方は本当にみんな飲むのです。信じられないぐらい、がらがん飲んでいました。

ほかに何かご意見はございますか。なければ次に移りたいと思います。

#### イ 屋外広告物の安全点検まち歩きについて

(岩村会長)

次の報告事項イですが、屋外広告物の安全点検まち歩きについて、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 瓜田景観調整係長

こちらは、第63回のときにこれから実施しますということでお話しさせていただきました、安全点検まち歩きについてのご報告の内容になっております。今年度も5件の商店街から立候補いただきまして、回ることができました。商店街の店舗の看板というのは規模が小さくて、その多くは許可不要対象となっているものが多いという状況になっております。そのため、ついおろそかになりがちな部分を、我々のほうでぜひ点検させていただきたいと考えて始めているイベントとなっております。

ことしのスケジュールにつきましては、令和元年6月に商連にご説明をさせていただきました、全商店街にチラシを配布して募集させていただきました。配布しましたチラシが、1枚おめくりいただいた資料1と書かれているものになっております。8月に締め切りさせていただきました、5団体から応募がございました。10月から12月にかけて、神奈川広告美術協会と連携しながら安全点検のまち歩きを実施しております。

2番の実施した商店街につきましては、10月28日に弘明寺商店街協同組合、11月11日に中華街関帝廟通り会、11月18日に杉田商店街、11月25日にイセザキ・モール1・2st、12月9日に菊名東口商栄会を回らせていただきました。

当日の様子につきましては、スライドを使いながらご報告したいと思います。まず、商店街の会議室等をお借りいたしまして、スライドを用いた事前説明を行いました。この中では、屋外広告物の落下事故等の例についてご説明しております。また、その後行われます安全点検まち歩きの点検箇所のポイントについて説明しています。次のスライドをお願いします。こちら事前の説明の様子になります。こちらの写真からが、実際にまち歩きをしている様子になります。まち歩きの際には、該当の屋外広告物を指さしのような形になりますが、指さしながらみんな1つずつ、どこの箇所に危険があるかというところを確認しております。次の写真をお願いします。こちらは、角っこの看板について何かコメントが出ているところだと思います。実際に指摘した看板の写真になっております。こちらは、めくれ上がってしまっている状態になります。こちらは、とめているところがさびて腐食しているという状態になっております。こちらは、長年ついていたのでゆがんでしまっていて、結構危ない状態になっております。最後、こちらは、塗装がはげてしまっていて、文字が見えなくなっていたり、板がめくれ上がってしまっている状況です。こういったところを、商店街の皆様と歩きながら一つ一つ指摘させていただきました。大変ご好評の事業なので、また来年度も商店街にご協力いただきながら実施したいと考えております。ご報告は以上になります。

(岩村会長)

ありがとうございます。副会長、何か。

(村上副会長)

これは何回もやっていただいて、本当にありがとうございます。来年もぜひ、ことしというのですか、令和2年度もよろしくをお願いします。何回かやられた中で、実際に何%ぐらい危ない看板があったのかとか、その統計はとっていないのですか。例えば、この商店街は200件あったけれども、その中で看板が70件あって、その中で危ない看板は幾つかあったとか、あるいは大丈夫だったとか、そういう頻度はどうですか。

(事務局) 瓜田景観調整係長

まち歩きの仕方としては、1件1件を確かめるというよりは、通りを歩きながら、傾いている看板とか、ぶれどめと呼ばれる風で飛ばないようにとめている棒とかがついているのですが、それが外れているとかを、その都度その都度指摘しているだけなので、1件1件で合計何件のお店が外れていたという統計まではとっていない形になります。

(村上副会長)

そうですか。わかりました。もしそういうことがわかれば、例えば50件見たけれども、その中で何%がおかしかったということになれば、各商店街にPRできるかと思います。



**(事務局) 瓜田景観調整係長**

ありがとうございます。そちらの視点はぜひ来年度に盛り込むような形で、我々も統計データをとれるような形で考えてみたいと思います。

**(村上副会長)**

よろしく願います。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

ありがとうございます。

**(岩村会長)**

ほかにご意見はございますでしょうか。どうぞ。

**(堀田委員)**

座ったままで失礼いたします。私は、横浜市屋外広告美術協同組合というところの代表をさせていただいているのですが、安全点検まち歩きというのは神奈川県 of 広告美術協会というものが実施しています。それで、実は私もこの神奈川県の広告美術協会には加盟しているのですが、ここの委員長というポジションは神奈川県から選ばれたほうがいいのではないかと感じているのです。ぜひ、それをご検討していただきたい。一つは、神奈川県のほうは日広連という全国の団体の組織に加盟していて、横浜市というのは単独なのです。横浜市ということで、そこから選ばれてはいると思うのですが、実際の動きは神奈川県のほうが会員数も多いですし、先ほど言ったどのぐらい不具合のある看板が多いとか、そういう情報も持っていますし、僕がこんなことを言うのも変なのですが、神奈川県の方から委員長のポジションを選出されて意見を言われたほうが、多分この会はもっと活性化するのではないかと感じております。ハマ広美もいろいろわけあって会員数がかなり少なくなっていますので、ぜひご検討いただければと思います。ちょっとこの意見ではないのかもしれないのですが、今後のことです。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

実は、神奈川県の屋外広告物審議会には、先ほど言われた神奈川県の広告美術協会の代表が入っていて、当初の段階ではそれとパラレルな関係で、こちらでは恐らく横浜市の広告美術協同組合さんの代表の方に出てきていただいているということになるかと思うのです。ただ、ご意見をいただきましたので検討させていただきます。

**(堀田委員)**

そうですね。

**(岩村会長)**

調整方、よろしく願います。どうぞ。

**(山崎委員)**

非常に日常的に危険のあるものですので、これには私、一番関心を持っております。店舗数に比べると参加者はそんなに多くないですね。そうすると、本当に危ない看板がある店に、そのことがちゃんと伝わっているのか、というのが心配になります。本当に直してもらわないと、台風も多いことだし、非常に危険です。だから、あとはご自由にではなくて、半年とか1年後にちゃんと直っているかどうか確認することも必要ではないかと思います。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

スケジュールのところをちょっと省略して書いてございます。募集をした後にまち歩きを実施するわけですが、実は事前に調査に行きます。事前に行って全て見て、指摘すべきところをまず確認した後に一緒に歩いて、ここはこうです、ここはこうですと説明しています。それだけで終わるわけではなくて、後に報告書を作成します。写真つきでここがこうですという一覧表をつくりまして、商店街にお届けしています。

**(山崎委員)**

では、その看板の持ち主の店舗にはちゃんと伝わるといことですね。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

伝えてくださいとお願いをしています。

**(村上副会長)**

商店街としてはそれをいただいております。それは商店街として、該当されるお店にはちゃんと配っております。和田町の場合には、一番最初にやっていたいたのですが、改善されている看板がたくさんございます。一遍にはなかなかお金がかかりますからすぐにはできませんが、徐々に改善されてきております。

**(山崎委員)**

そういう成果なども、いろいろ発表していただくといいのではないかと思います。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

村上委員のところに半年に一遍ぐらい行っているのですが、その都度見させていただいていますと、3年前に比べて少なくとも4カ所は新しくなりました。

**(山崎委員)**

よかったです。成果が上がらないと。

**(村上副会長)**

1つ何十万もかかるものですから、なかなか厳しいですので、さっとはいきませんけれども。

**(岩村会長)**

それも、ピフォーアフターで写真でもつけていただくと効果があるかもしれませんね。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

次回のご審議のときにできるように、後追い調査の方法を考えさせていただいた上で報告したいと思います。

**(岩村会長)**

そうですね。ぜひお願いします。どうぞ。

**(馬場委員)**

大変有意義な取組だと思うのですが、これは申し込み制ですよ。持ち回りではできないのでしょうか。というのは、市内に相当商店街がありますよね。私は泉区なのですが、泉区にもあるので、ぜひそういう取組をしていただけたらありがたいと思います。

**(山崎委員)**

シャッター商店街などは逆に怖いですよ。

**(馬場委員)**

そうです。結構、今は突風も頻繁に吹きますので、きちんと点検したほうがいいのではないかと思います。

**(岩村会長)**

横浜は、商店街は幾つあるのですか。

**(村上副会長)**

今は幾つありますか。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

260ぐらい。

**(岩村会長)**

そんなにあるのですか。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

昨年度、4団体ぐらいということで募集しましたら5団体出てきたので、5団体やりました。今回も5団体程度ということで募集しましたら、5団体だったと。数もだんだんふえてくるのではないかと考えていまして、それにどう対応できるか検討しているところです。

**(山崎委員)**

応募してくるといのは、割と活性化している商店街なのか、逆なのか、どちらなのでしょう。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

それは、こちらを見て判断していただいて。

**(山崎委員)**

診断してもらうことで、直すことになってしまったら困るな、と思う店舗もあるのではないのでしょうか。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

今年度の5団体は、いずれも活発な商店街だと思っております。

**(岩村会長)**

これの補助金制度というのはいないのですか。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

商店街の共同施設、例えばアーチですとか、そういったものについては補助金が出ますが、個別の看板については個店の問題ということで、補助金は出ません。ただ、今回我々がやっているのは、そういった個人の抱える看板の点検という、もちろん共同施設もあわせて見っていますが、両方見ているということです。

**(岩村会長)**

マンションなどでも、大規模修繕とかで補助金の制度があったりするので、もしもそういう可能性があるのであれば、検討していただけるとありがたいです。

**(堀田委員)**

あと、実際に意外と危険な看板が多いのは、商店街ではないところなのです。

**(岩村会長)**

個別ですか。

**(堀田委員)**

そうなのです。そちらのほうが非常に危ない。そういうところはどうするのかというところも考えていかなければいけない。

**(山崎委員)**

どういうところですか。

**(堀田委員)**

街道沿いとかに、ぼつんといろいろありますよね。商店街ではない。

**(山崎委員)**

これだけ台風が多いと怖いですよ。

**(岩村会長)**

立て看とかね。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

なければ、次のその他に移りたいと思います。

その他

**(岩村会長)**

説明をお願いいたします。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

その他は2件ほどございます。順序からいきますと、「セント・パトリックス・デーに伴うライトアップについて」という資料をごらんいただきたいと思います。セント・パトリックス・デーについては1に書いてございますが、アイルランド大使館の資料によりますと、3月17日がセント・パトリックス・デーでございます。アイルランドのナショナルデーで、5世紀にアイルランドへキリスト教を伝えた人物で、守護聖人となっているそうです。アイルランドではパレードを行うなどして、国中でこの日を盛大にお祝いするのだそうですが、今ではいろいろなところでイベントが行われておりまして、アイルランドにまつわる全てのものをたたえる日として、世界中でお祝いされているというのが大使館の資料でございます。調べましたところ、昨年、日本国内でパレードないしフェスティバルが開催されたのが、書いてあるとおりの場所でございます。横浜も入っております。それから、あわせてライトアップするというイベントも行われておりまして、昨年では下に書いてあるとおりでありますが、横浜市内ではマリインタワー、開港記念会館が緑に染まったという状況です。2番でございますが、セントパトリックデーパレード横浜元町というものが、既に16回目になるようとしておりまして、ことしの3月14日、元町で行われます。2時から3時15分までのパレードと、前後の音楽やダンスなどのイベントが行われることになっています。主催はセントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会でございます。後援としては大使館や横浜市文化観光局等が入っております。

裏に参りまして、今回はお願いでございますが、ことしもライトアップをしたいということで、ところが、マリインタワーは工事が入っておりましてライトアップできないということです。そこで、周辺の緑にライトアップすることができる施設に協力していただき、臨海部に緑にライトアップした象徴的な施設が広範囲に点在するようにして、セント・パトリックス・デーをアピールするとともに、都心臨海部の広域エリアで実施するイルミネーション事業としても展開したいと考えております。また、コスモクロック21については、既にこの場で何回か報告させていただいておりますが、ある程度の形を示すことができます。この右にありますシャムロック、アイルランドの国花となっているのですが、セント・パトリックス・デーにも身につける印になっておりますので、こちらの形を表示したいということでございます。世界各地では、緑に染めるということはよくやっておりますが、シャムロックの形を出すというのはなかなかないということで、話題になるのではないかと期待しているところです。下にありますが、ライトアップする施設の候補としましては、開港記念会館、県庁、象の鼻パーク、コスモクロック、鶴見つばさ橋などが今のところ検討されております。ライトアップの時間としましては、3月14日の日没から深夜まで、ただし、施設によって状況が違いますので、それによるということになり

ます。この話は来たばかりでございまして、今、コスモクロックにどういう絵を掲げるかについては検討中となっております。横浜市と協議しながらデザインを決めていきたいと思いますが、この件についてご承知、ご了承いただければと思っております。説明は以上です。

**(岩村会長)**

ありがとうございます。ご意見やご質問はいかがでしょうか。済みません、僕はセント・パトリックス・デーを余りよく存じ上げないのですが、これは宗教的な行事ですよ。違うのですか。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

もともとはセント・パトリックがキリスト教を伝えたということでございますが、今では日本国内でこのぐらいやられていますし、ライトアップも伊勢の大鳥居とか、お城でライトアップするような感じになっていまして、宗教色がかなり抜けているかと思えます。

**(岩村会長)**

それはそれかもしれないけれども、例えば仏教にかかわるような話も、やろうと思えばこういう形でライトアップできるのですか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

ライトアップについては、屋外広告物法の観点からいいますと特段制限がないので……

**(岩村会長)**

宗教的なものに対して制限はないということですか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

表現としましては、やはり公共的な団体でございますので、横浜市が宗教色を全面に出すというのは憲法の制約上なかなか難しいというのがあるのですが、このセント・パトリックス・デーみたいに世界の普通の日常的なイベント、クリスマスと同様なイベントという立てつけであれば、そこは表示しても差し支えないと思えます。

**(岩村会長)**

うーん。

**(山崎委員)**

私もちょっと不思議な気がするのですが、2月になるとバレンタインの他にもう一つ、大騒ぎするのは何でしたか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

ハロウィンですか。

**(山崎委員)**

そうでした。ああいうのを商店街で盛り上げるのは自由だと思うのですが、なぜこれは市がやるのかと……

**(事務局) 綿田景観調整課長**

これは市主催ではなくて、この団体がそうしたいので……

**(山崎委員)**

開港記念会館とかでやらせてほしいということですか。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

はい。

**(山崎委員)**

ほかのところからもそういう要望があれば、やはりそれはオーケーするわけですか。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

検討させていただくことになります。

**(山崎委員)**

アイルランドのセント・パトリックス・デーの場合は、いろいろなところで結構やっているからというのが理由ですか。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

既に横浜市文化観光局が後援に入っているということもございまして、何らかの形で横浜市が応援していることは間違いないイベントになっています。今回、私どもがこの団体に対して行っていることは、緑に染められる施設はどんなものがあるかという情報提供と、屋外広告物審議会に毎回コスモクロック21に何か出すときにはご報告申し上げていますが、今回のご報告という2点です。ですから、交渉は全て同団体でやっていただくということで、相手が受け入れるか否かについては私どもは関係ないといえますか、応援はしますけれども、そこに責任を持っているわけではないということです。

**(岩村会長)**

今見たら、これはカトリックなのですね。カトリックで、しかもアイルランドの祝祭日になっているということのようですね。余りよく知らないので、何となく違和感があるのです。

**(山崎委員)**

日本は何でもいいからお祭りにしようみたいなものがありますよね。半面、日本のお祭りというのは意外と忘れられていたりしますよね。

**(岩村会長)**

そうですね。例えばこういうライトアップは、和的な宗教色の強いお祭りに対して何かやったことはあるのですか。

**(事務局) 嶋田景観調整課長**

わかりません。クリスマスなどはみなとみらい全域でやっているということはあるのですが、仏教関係とか神道関係でライトアップというのは……

**(山崎委員)**

お盆などもだんだん地味になってきたような気がします。

**(岩村会長)**

あるいは神道とか、日本でもいろいろあるじゃないですか。

**(山崎委員)**

日本の文化はだんだん薄れていくような……。

**(岩村会長)**

多分、神道絡みだとやりにくいと思います。恐らくいろいろ色も出るだろうから。

**(事務局) 嶋田地域まちづくり部長**

以前、アートイベントだと思いますが、ドックヤードガーデンのかなり囲まれたところで、曼陀羅の画像をわーっと映したことが、たしか何年前にありました。かなり限定された空間での演出と、アート性もあったということだったかと記憶しています。

**(岩村会長)**

お寺を使ってライトアップというのはよくやりますが、神社を使ってというのは余りないですよね。

**(山崎委員)**

どうなのでしょう。お伊勢さんなどの有名どころはやっているのかも。

**(岩村会長)**

そうですね。僕は知らなかった。ほかに何かご意見はございますか。ほかに随分いろいろなところでやっているのですね。これは、日本ではいつからやっているのですか。

**(事務局) 嶋田景観調整課長**

今、実行委員長がいますので、説明していただきます。

**(説明者) セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会実行委員長**

セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会の実行委員長、三村と申します。私どもは、宗教や政治色を持たないように注意して、誤解を受けないようにやっています。六本木に大使公邸がありましたので、1992年に東京で初めて練り歩きから始まって、もうことし28回目ですか。表参道に2年目から移りまして、私どもが元町でやる翌日3月15日に表参道でも開催して、アジア最大のセントパトリックデーが東京で行われます。私も仏教徒ですし、正月は神社にお参りに行ったり、結婚式は西洋でというか、なので、宗教は全然していません。観光でアイルランドに訪れていただけるように国を知っていただきたいから、それでこのような形をやっていますし、横浜には2002年のサッカーワールドカップと昨年のラグビーワールドカップで大勢アイルランドのサポーターが来たと思うのですが、たまたまご縁があって2回もワールドカップで横浜を訪れた国の一つということで、良好な関係をこれからも発展させていければと思っています。

**(岩村会長)**

日本は勝ってしまいましたものね。

**(説明者) セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会実行委員長**

もうすっかりやられてしまいました。

**(岩村会長)**

そのとき、僕は袋井にいたのです。

**(説明者) セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会実行委員長**

そうですね。

**(山崎委員)**

どんなパレードですか。

**(説明者) セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会実行委員長**

緑のものを身につけて集まるのです。バグパイプのバンドですとか、マーチングバンド、地元の港中学校の吹奏楽とか、あとは、アイリッシュダンスとか音楽の演奏とか。

**(山崎委員)**

楽しければいいかもしれないですね。

**(馬場委員)**

大阪は入っていないですね。

**(説明者) セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会実行委員長**

大阪はかつてパレードをやっていたのですが、何しろ私どもみんなボランティアなので、担当の者ができなくなると少し小規模になります。

**(岩村会長)**

部分的にはアイルランドの観光課と結びついているのですか。

**(説明者) セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会実行委員長**

そうですね。アイルランドの観光プロモーションで世界中に呼びかけをして、緑のライトアップにご協力くださいということで、我々もいろいろなところに打診してご協力をお願いしているという感じです。

**(岩村会長)**

そうですか。わかりました。

**(説明者) セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会実行委員長**

よろしくお願いします。

**(岩村会長)**

きょう初めて知りました。

**(説明者) セントパトリックデーパレード横浜元町実行委員会実行委員長**

ニューヨークの主催者がつくっているものなのですが、私のネクタイもシャムロックです。

**(岩村会長)**

アメリカはアイリッシュの人たちが結構いるからわかりますけどね。

ほかに何かご意見はございますか。よろしいですか。これは報告事項ですからいいと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

資料は一番最後におつけてしておりますが、横浜サイン展2020のご案内をさせていただきたいと思います。記者発表資料の案です。まだ記者発表をしておるわけではないので、記者発表の案の段階のものをおつけてしております。

本市では、平成25年度から横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物を「横浜サイン」と名づけて、これを広める取組を行っております。その一環としまして、3月1日をサインの日と定めまして、屋外広告物による魅力あるまちづくりを積極的に進めていく日と定めています。今年度は、この3月1日を挟むような形で「横浜サイン展2020」と題し、テーマを「横浜の街を引き立てるサインアート」というものに絞りまして、美術や工芸に趣を凝らした看板の写真のパネルなどを展示したいと考えております。日時につきましては、令和2年2月28日の金曜日から3月2日まで、場所はこの近くの象の鼻テラスで行います。内容としましては、看板の写真を中心としたパネルの展示を行います。神奈川広告美術協会様にご協力をいただいております。今回展示する写真の一例として、横浜サイン賞をお贈りすることができました霧笛楼さんの看板を使わせていただいております。ご報告は以上となります。

**(岩村会長)**

3月1日がサインの日になった経緯というのはどういうことですか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

本当に語呂ではないかと。

**(岩村会長)**

語呂ですか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

サインの日、3月1日です。

**(岩村会長)**

そうですか。わかりました。何かご質問はございますでしょうか。どうぞ。

**(田中委員)**

最初に申し上げておきますが、個人的な感想です。昔から、屋外広告物の審議会にかかわる前からずっと違和感を持っていたのですが、魅力ある広告という横文字が多いのです。丸の内などに行っても店の名前はほとんどみんな横文字ばかりで、漢字の店の名前というと寿司屋とそば屋ぐらいしかなくなってしまったというイメージです。昔、若いときにちょっとレタリングを勉強したものですから、江戸文字とか勘亭流とか、いろいろな文字については興味を持っていますが、日本語で書いてある広告、日本の漢字の美しさも表現しているような広告、サインがあったら、それにも注目をしていただきたいというのが個人的な感想です。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

ありがとうございます。

**(岩村会長)**

今のご意見に関連して、堀田委員、いかがですか。

**(堀田委員)**

そういうところにも注目していただくというのは、うれしい意見です。横浜という土地柄、どうしても横文字が合ってしまう。建物との景観とか、そういうバランスで横文字がかなり多いのですが、日本語の美しさというか、漢字、仮名、平仮名も美しい書体等がいっぱいありますし、いい看板もいっぱいあるのです。ただ、これは誰が選択されているのですか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

こちらは横浜市と神奈川県広告美術協会さんの独善的な判断になります。済みません。

**(堀田委員)**

でも、ふだん歩いていてもみんながいい看板だと見てくれるような、そういう横浜になればいいかと思えます。以上です。

**(田中委員)**

お願いします。

**(馬場委員)**

田中さんのその意見、よろしいですね。僕も自分としては伝統文化の歌舞伎をやっているものから、やはりいいですね。「暫」などという字はすばらしいと思いますし、残してもらえたらいいといつも思っています。

**(岩村会長)**

NHKで「美の壺」という番組がありますが、なかなかいいですね。あれも、平仮名とか漢字のものがすごく多いですね。

ほかにご意見はございますか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

この横浜サイン展につきましては、開催前に皆様にもご案内状をお送りする予定でございますので、もしご興味がありましたらぜひ足を運んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**(岩村会長)**

僕もいい加減、片仮名ばかりというのはやめたいと思っています。

**(山崎委員)**

何かのネーミング、ネーミングなどと言ってしまいましたが、名前をつけるときもやたら横文字が多いので何かと日本語を主張するのですけれども、それに関して言うと、みなとみらいなどというのはいい名前だと思うのです。日本語ですものね。アルファベットで書いてもわかりやすいですし。

**(岩村会長)**

そうですね。ほかになれば以上で終わりたいと思います。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

最後に1点だけ連絡事項がございます。審議事項イ(イ)でいろいろと資料の提出があったかと思いますが、ご説明した会社から1点だけ伝えてほしいということがございました。こちらはまだ行われていないイベントの情報が含まれておりますので、重要な企業情報を含むということで、資料の取り扱いには十分にご注意くださいということです。

**(山崎委員)**

	<p>置いていけばいいですか。</p> <p><b>(事務局) 瓜田景観調整係長</b></p> <p>お持ち帰りいただいて大丈夫なのですが、第三者の方に見せたりとか、そういうことだけはご遠慮いただければということです。</p> <p><b>(岩村会長)</b></p> <p>それでは、大変熱心なご議論をありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。</p> <p><b>(事務局) 綿田景観調整課長</b></p> <p>どうもありがとうございました。本日の議事録につきましては、恒例によりますが、皆さんにお送りさせていただきまして、最終的に会長の承認をいただいた後、公開したいと思います。なお、きょうの非公開の部分については議事録には示さないということにさせていただきたいと思います。</p> <p>それから、次回でございます。この審議会は大体年2回のペースで行っておりまして、2月前後と6月前後に開催しております。また時期が近づきましたらご連絡したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p><b>(岩村会長)</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p> <p><b>(岩村会長)</b></p> <p>どうもご苦勞様でした。</p>
資 料	<p>(1) 委員名簿</p> <p>(2) 席次表</p> <p>(3) 禁止地域の指定について【審議事項ア】</p> <p>(4) 照明塔に設置する屋外広告物について【審議事項イ（ア）】</p> <p>(5) 橋りょうに設置する屋外広告物について【審議事項イ（イ）】</p> <p>(6) 広告物活用制度の活用について【報告事項ア】</p> <p>(7) 屋外広告物の安全点検まち歩きについて【報告事項イ】</p>
特記事項	<p>・ 次回の審議会は、2020年6月ごろ開催の見込み。</p>